

[事案 27-170] 満期保険金支払請求

・平成 28 年 5 月 10 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

実際は満期保険金がない保険について、募集人から満期保険金があると聞いて加入したことを理由に、満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 2 月、10 年後の定年退職のための退職金積立ての話を募集人にしたところ、募集人が 10 年後に 1,500 万円を受け取ることができると記載された計算表を持参してきたため積立利率変動型終身保険を契約した。契約成立時から 10 年が経過したため、満期保険金 1,500 万円を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は 2 回にわたり契約者貸付の申込みをしており、契約内容を把握していた可能性が高い。
- (2) 1,500 万円の死亡保険金を 1,500 万円の満期保険金と誤解していた可能性が高いと思われるが、契約時の交付資料に誤解を生む記載はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。なお申立人に対しては、電話会議にて行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が満期保険金を受け取ることができると説明したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続きを終了した。